相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県下関市後田町二丁目四番、最後の住所山口県下関市後田町二丁目四番三二号
被相続人　亡　北野　好文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月二十七日

山口県下関市岬之町九番五号
相続財産管理人　清水　弘彦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億八千六百万円減少し、その全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

平成二十四年十一月二十七日

東京都港区虎ノ門五丁目十一番二号オランダヒルズ森タワー
株式会社アサイアン
代表取締役　藤井　克美

第2期決算公告　平成24年11月27日

東京都港区虎ノ門五丁目11番2号オランダヒルズ森タワー
株式会社アサイアン
代表取締役　藤井　克美

貸借対照表の要旨（平成23年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	321,288
	固定資産	281,011
	資産合計	602,300
負債及び純資産の部	流動負債	840,685
	固定負債	—
	株主資本	△ 238,385
	資本金	486,000
	資本剰余金	114,000
	利益剰余金	△ 838,385
	利益準備金	—
	その他利益剰余金	△ 838,385
	（うち当期純損失）	(734,896)
	負債・純資産合計	602,300

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県下関市大字吉母一四二八番地、最後の住所山口県下関市大字福江一四五六番地二
被相続人　亡　村尾　義久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月二十七日

山口県下関市観音崎町一二番一〇号太陽生命下関ビル五階　島田法律事務所
相続財産管理人　弁護士　島田　直行

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十四年十一月二十七日

埼玉県所沢市松が丘一丁目四番地の二
株式会社エイチ・ピー・オー
代表取締役　廣瀬　利春

第11期決算公告　平成24年11月27日

埼玉県所沢市松が丘1丁目4番地の2
株式会社エイチ・ピー・オー
代表取締役　廣瀬　利春

貸借対照表の要旨（平成24年3月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	5,506,763
	固定資産	119,037
	資産合計	5,625,800
負債及び純資産の部	流動負債	18,854,582
	固定負債	170,500
	負債合計	19,025,082
	株主資本	△13,399,282
	資本金	30,000,000
	利益剰余金	△43,399,282
	その他利益剰余金	△43,399,282
	（うち当期純損失）	(1,813,262)
	純資産合計	△13,399,282
	負債・純資産合計	5,625,800

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡市早良区賀茂二丁目四二番、最後の住所福岡市早良区田隈三丁目六番四号
被相続人　亡　藤　　幸治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十一月二十七日

事務所福岡市中央区赤坂一丁目一一番一三号
相続財産管理人　宮崎　浩平

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億二万七千二百八十円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十四年十一月二十七日

東京都新宿区下落合一丁目二番五号
株式会社鈴木総合管理事務所
代表取締役　加藤　正人

第35期決算公告　平成24年11月27日

東京都新宿区下落合一丁目2番5号
株式会社鈴木総合管理事務所
代表取締役　加藤　正人

貸借対照表の要旨（平成23年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	200
	固定資産	4,855
	合計	5,056
負債及び純資産の部	流動負債	708
	固定負債	941
	株主資本	3,406
	資本金	10
	資本剰余金	2,476
	資本準備金	1,238
	その他資本剰余金	1,238
	利益剰余金	920
	その他利益剰余金	920
	（うち当期純利益）	(0)
	合計	5,056

債権申出の公告

当社は、平成二十二年十月二十一日東京地方裁判所にて破産手続廃止決定されましたが、この度残余財産処分の必要があり、平成二十四年十月三十日東京地方裁判所より当清算人が選任されました。当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十一月二十七日

東京都練馬区小竹町二丁目六七番地二
株式会社樋口
東京都港区西新橋一丁目二〇番三号虎ノ門法曹ビル七〇六号室　幸橋法律事務所
清算人　鈴木　信一

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社エリス（住所岡山市南区福田一七四番地）に対して当社の全事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十四年十一月二十七日

岡山市南区福田一七四番地
株式会社エリス
代表取締役　桑原　洋

第11期決算公告

平成24年11月27日

岡山市南区福田174番地
株式会社エリス
代表取締役　桑原　洋

貸借対照表の要旨（平成24年6月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	17,278
	固定資産	500,000
	繰延資産	478
	合計	517,756
負債及び純資産の部	流動負債	48,046
	固定負債	311,609
	株主資本	158,101
	資本金	3,000
	利益剰余金	155,101
	その他利益剰余金	155,101
	（うち当期純利益）	(26,340)
	合計	517,756